

社会福祉法人美保里福祉会役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人美保里福祉会（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬を支給することが出来る。

(2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表 1 のとおり、費用を弁償する。

(当法人職員給与との併給)

第 3 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬、弁償費は支給しない。

(公表)

第 4 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成 2 9 年 5 月 2 5 日より施行する。

別表 1 常勤役員等の報酬

該当者がでてきた場合、別途評議員会に諮り定める。

非常勤役員等の弁償費

評議員会、理事会等への出席 日額 5000 円

監事監査への出席 日額 5000 円

役員会等の出席の旅費は、別途交通費の実費を支給する。

法人役員の研修等による出張旅費は、美保里福祉社会職員の旅費規定に準じて支払う。ただし、日当は 5000 円とする。